

放射性物質の子どもの健康に係る影響調査の実施について（概要・進捗状況等）

平成 24 年 2 月 6 日
岩手県原発放射線影響対策本部

1 目的

福島第一原子力発電所事故に係る福島県の住民の検査結果等を踏まえると、現時点において本県県民に対する内部被ばく検査の必要性は、必ずしも高くない状況と考えられる。

しかしながら、原発事故による放射線影響を心配する県民も少なくないことから、本県において健康に影響を及ぼすレベルにないことを確認することは重要であり、放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング検査）を実施する。

2 調査概要

調査の内容	<p>県が市町村と連携し、主に県南地域の 15 歳以下の住民を対象として、次のとおり健康影響調査（尿中セシウム等検査）を実施</p> <p>① 県環境保健研究センターのゲルマニウム半導体検出器による尿中セシウム、ヨウ素等検査（問診票、尿量 2ℓ、目標検出限界 1.0Bq/ℓ 以下、検査費用無料、希望者は放射性カリウム量も検出）</p> <p>② 検査結果等を踏まえた預託実効線量の評価及び保健所における技術的な助言等</p>
県及び市町村の役割分担	<p>① 県：検体搬送費用（容器、運搬費）、尿中セシウム等検査、検査結果の評価、検査結果を踏まえた説明等</p> <p>②市町村：調査対象住民の選定、事前説明等</p>
検査対象者の選定方法	<p>① 県：市町村の希望調査対象者数、人口等に応じた市町村毎の対象者数の割振（有効サンプル数 100 以上を確保するため、調査実施数 130 件程度を予定）</p> <p>②市町村：県から割り振られた対象者数により、希望状況、空間線量率の状況、年齢、性別等を踏まえた個別の対象者の選定</p>
予算額等	尿の採取容器の調達、運搬等に要する経費 250 万円余（予備費充用）
調査対象者数決定	<p>① 第 1 次決定：一関市 36、奥州市 24、平泉町・金ヶ崎町各 12</p> <p>② 第 2 次決定：一関市 24、奥州市 12、宮古市 12</p>

3 調査経過

(1) 調査・測定の実施（順次実施中）

- ア 調査対象者への説明に関しては、すべて対応済（蓄尿開始）
- イ 検体の検査機関に搬入については、1 月末までに 100 検体以上を搬入
- ウ 環境保健研究センターでの測定については、1 月末までに 99 検体終了

(2) 健康影響評価（作業中）

- ア 1 日当たり尿量の計算
 - ・ 基本的に、蓄尿期間中の総排出尿量を蓄尿日数（時間数）で除して 1 日当たり尿量を算出
 - ・ 連続採尿できていない検体については、統一的な推計方法により 1 日当たり尿量を算出
- イ 預託実効線量の推計
 - ・ 年齢、1 日尿量、測定結果（Bq/ℓ）等を、放射線医学総合研究所が開発したソフトに入力
 - ・ 出力値（預託実効線量・mSv）により健康影響を評価（摂取パターンの選定が必要）